

平成 24 年 7 月 31 日

松戸市長 本郷谷 健次 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直

ご請求いただいた費用に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「弊社事故」といいます。)により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを、重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 24 年 6 月 28 日にいただきました「放射能対策に要した費用の請求」について、下記のとおりご回答申し上げます。

記

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(以下「中間指針」といいます。)」および「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」(以下、「中間指針第二次追補」)を踏まえ、当社といたしましては、下水道事業、水道事業などに関する損害賠償への取り組みを進めているところでございます。

また、下水道事業、水道事業等以外に関する損害賠償につきましても、中間指針等を踏まえ、損害賠償範囲や手続きなどの検討を鋭意進めておりますが、個人さまや法人さま、個人事業主さまへの賠償の支払いを最優先に対応させていただいている状況もでございます。

つきましては、誠に申し訳ありませんが、今後のスケジュールなどにつきましては準備が整い次第、機会を改めましてご説明させていただきますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上